

室蘭市 公共交通事業者

原油等の高騰への対応及び今後の事業継続を支援することが目的です！

原油価格・物価高騰対策支援金のご案内

1 交付対象

以下の許可を受けている「公共交通事業者」が対象です。

- ①一般乗合旅客自動車運送事業
- ②一般乗用旅客自動車運送事業・・・法人タクシー
- ③一般乗用旅客自動車運送事業・・・1人1車制個人タクシー

2 交付要件

- ①室蘭市内に本社又は営業所を有していること。
- ②今後も事業を継続する意思があること。
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じていること。

※公共交通事業者かつ上記全てを満たしている事業者が支援の対象となります。

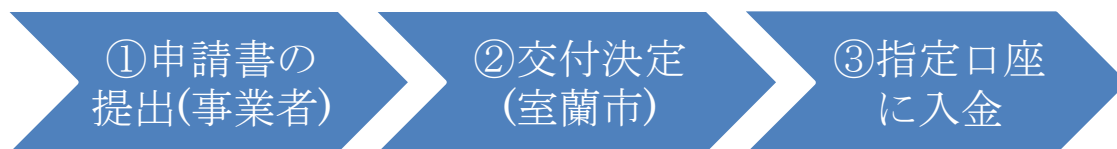
3 交付金額

区分	交付金額
一般乗合旅客自動車運送事業	基本額 500万円 加算額 1台につき10万円
一般乗用旅客自動車運送事業 (法人タクシー)	基本額 50万円 加算額 1台につき5万円
一般乗用旅客自動車運送事業 (1人1車制個人タクシー)	基本額 10万円 加算額 1台につき5万円

※交付対象とするものは申請日時点で室蘭運輸支局に届け出されている車両に限ります。

4 申請手続き

申請の流れ



①**申請書の提出**・・・申請事業者は、下記の書類を室蘭市に提出してください。

(1)支援金交付申請書兼誓約書	同封されている書類「様式第1号」をご使用ください。室蘭市HPからもダウンロードできます。
(2)公共交通事業者であることがわかる許可証の写し	道路運送法に基づく許可証の写し
(3)室蘭市内に本社又は営業所を有することがわかる書類の写し	室蘭運輸支局に提出した事業計画等の写し
(4)室蘭運輸支局に届け出をしている事業用車両の一覧及び車検証の写し	申請日時点における事業用車両が対象
(5)休車届(申請時に休車している車両がある場合)	室蘭運輸支局に届け出をしているものと同一の書類

※詳しくは要綱をご確認ください。

②**交付決定**・・・室蘭市が申請内容を確認し、支援金交付決定通知書又は支援金不交付決定通知書を申請者に通知します。

③**指定口座に入金**・・・室蘭市は交付決定事業者に対し、支援金を指定口座に入金します。

5 申請方法

○郵送又は持参

<申請先>

〒051-8511

室蘭市幸町1番2号 室蘭市役所4階 都市政策推進課 都市政策推進係

TEL 0143-25-2592

mail toshikei@city.muroran.lg.jp

※郵送の場合の送料は、申請者様でのご負担でお願いいたします。

※お問い合わせも上記までお願いいたします。